二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北広島市大曲幸町一丁目一二番一から同市大曲幸町一丁目八番四まで	前	二三・四〇～二七・三〇メートル	〇〇・一九〇キロメートル	
	後	二四・九〇～三一・八〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊達市南稀府町一四四番一から同市南稀府町一六七番一まで	前	二二・九三～二三・〇〇メートル	〇〇・五一六キロメートル	
	後	二三・〇〇～二三・七〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡余市町白岩町二一八番二から同町潮見町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二八一林班つ小班まで	前	B　六・〇〇～八九・五〇メートル	一・六五八キロメートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一一・〇〇～八九・一〇〇メートル	一・五四九キロメートル	
	後	B　六・〇〇～八九・五〇メートル	一・六五八キロメートル	
		A　一一・〇〇～八九・一〇〇メートル	一・五四九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道爾志郡乙部町字豊浜四〇二番二から同町字豊浜六九番四一まで	前	一四・五四～七六・一七メートル	〇〇・一九八キロメートル	
	後	一四・五四～七五・八一メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

六(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
稚内市大字宗谷村字東浦一三番六から同市大字宗谷村字東浦四八番一まで	前	七一・〇〇～一二九・〇〇メートル	〇〇・一〇〇キロメートル	
	後	七一・〇〇～一二六・〇〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

七(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市新川一八八〇番一から北海道夕張郡由仁町西三川四九五番まで	前	二二・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇〇・六〇二キロメートル	
	後	二二・〇〇～三〇・〇〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

八(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡清水町南四条二丁目一番一から同町南四条三丁目二番一まで	前	一四・五〇～一七・〇〇メートル	〇〇・一二八キロメートル	
	後	一四・五〇～一八・五〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

九(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市錦町三丁目一二番一から同市祝梅四六三番三まで	前	A　九・四〇～　五一・〇九メートル	七・七五一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　九・四〇～　五一・〇九メートル		
		E・D・F　二一・五〇～四六三・〇〇メートル	七・三七三	
		H・G　九・四〇～　五一・〇九メートル	七・七五一	
	後	B・A・C　九・四〇～　五一・〇九メートル	七・七五一	
		E・D・F　二一・五〇～四六三・〇〇メートル	七・三七三	
		H・G　九・四〇～　五一・〇九メートル	七・七五一	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月三十日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十二号	芦別市頼城町四番一から同市緑泉町一六番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年四月三十日